学習課題　　【地域と商標の関係】ワークシート

1.「もの言わぬセールスマン」

１条理解

　　商標法　　　昭和三十四年

　　（目的）第一条

　　　この法律は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

2.地理的名称を使った名称の事例

|  |
| --- |
| 食品事例）  ・「〇〇うどん」や「△△やきそば」，「️️焼き」  思いつくものをあげてみましょう |

3.地理的名称を含む商標の注意点

※地理的名称を含む商標は登録可能であり，識別力や商品の品質・役務の質の誤認の恐れ等を考慮した上で登録要件を満たすかどうかが判断される

・識別力

　→

・商品の品質・役務の質の誤認

　→

4.地域団体商標制度について

地域団体商標ガイドブック2019

(特許庁：https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/tiikibrand.html)で調査する

|  |
| --- |
| 条件：  1)自らの地元や関係のある地域の地域団体商標を調査しましょう  2) 自らの知っている商品を調査しましょう  商標登録事例） |

5.地域と商標について（地域団体商標制度）

制度成立の経緯

現状：特色ある地域づくりの一環として，地域の特産品等を他の地域のものと差別化を図るための地域ブランド作りが全国的に盛んになっている。

問題点：地域ブランド化の取組では，地域の特産品にその産地の地域名を付す等，地域名と商品（サービス）名からなる商標が数多く用いられているが，従来の商標法では，このような地域名と商品（サービス）名からなる商標は，商標としての識別力を有しない，特定の者の独占になじまない等の理由により，図形と組み合わされた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き，商標登録を受けることはできなかった。

地域団体商標制度の登場：

現状を推進していこうと，地域ブランド育成の早い段階で商標登録を受けられるようにするため，2005年の通常国会で「商標法の一部を改正する法律」が成立し，2006年4月1日に同法が施行され，地域団体商標制度がスタートした。

1)新たなご当地グルメの開発　2)農産物のブランド化　3)地元の温泉地の保護

4)伝統工芸品のニセモノ対策

メリット

１）模倣品対策・ライセンス契約が可能に！　２）ブランド力の強化　３）事業者のモチベーションの向上

登録するための4つのポイント

（１）商標の構成が「地域名」＋「商品（サービス）名」等の組み合わせからなること

　例）〇〇いちご（〇〇＋いちご）

（２）地域に根ざした団体の出願であること

　例）事業協同組合等の特別の法律により設立された組合や商工会，商工会議所，NPO法人等

（３）団体の構成員に使用させる商標であること

（４）一定の地理的範囲である程度有名であること

|  |
| --- |
| 商標権の３大機能  １）（出所表示）機能　　　…　　一定の生産者や販売者  ２）（品質保証）機能　　　…　　一定の品質  ３）（広告）機能　　　　　…　　購入促進  商標の定義  ①文字・図形・記号・立体形状もしくは色彩またはこれらの結合  ②業として商品を生産し，証明し，又は譲渡するものがその商品について使用するもの  ③業として役務を提供し，又は証明するものがその役務について使用するもの |